

個人情報保護委員会（第156回）議事概要

- 1 日時：令和2年10月30日（金）14：30～15：00
- 2 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員
加藤委員、宮井委員、藤原委員
福浦事務局長、三原事務局次長、赤阪参事官、濱口参事官

3 議事の概要

- (1) 議題1：改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（漏えい等報告及び本人通知）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

熊澤委員から、「漏えい等報告の義務化については、あまたの企業にとって影響が大きく、その対応が課題となる。特に漏えい等事案発生時、企業は限られた時間で多くの対応が求められることとなる。そのため、漏えい等報告についても、適切な制度整備はもとより、企業実務に即した形での分かりやすい周知広報も重要であり、今後しっかりと取り組んでいく必要がある」旨の発言があった。

宮井委員から、「認定個人情報保護団体は、事業者の個人情報の取扱いに対する苦情処理や適正な取扱いについて指導や支援を行うなど、重要な役割を担っている。漏えい等報告においては、事業者の立場に立ったきめ細かな指導等の積極的な役割を果たす、好事例も出てきている。このような、良い事例も踏まえながら、認定団体の漏えい等事案への関与の在り方を考えていくべき。

また、漏えい等報告に限らず、認定団体については、自主的取組を充実していくことが期待されているが、それらの活動を後押しするように、望ましい活動の方向性を委員会として明確に示すことは有益であると考え」旨の発言があった。

大島委員から、「漏えい等報告により、委員会が事態を把握した後、早急に必要な措置を講じることが求められるわけであるが、委員会における漏えい等報告の受付体制をはじめ、本人への適切な対応の働きかけ・再発防止への取組などの指導面の強化を含め、監督体制を今後更に充実させていく必要がある」旨の発言があった。

丹野委員長から、「今回の議論も前回の議論同様に、現時点での方向性を議論したものであり、決定ではないため、本日の議論も踏まえ、引き続き積極的に慎重に検討を進めてまいりたい」旨の発言があった。

(2) 議題2：令和2年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から、「上半期は、委員会として初めての命令を行い、多数の破産者等の個人情報違法に掲載されていたウェブサイトを開鎖することができた。これは、委員会による積極的な監督活動の成果といえると思う。関連して、上半期報告（案）における記載について、「個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進」が「個人情報保護法に基づく監督等」よりも前に記載されている。個人情報保護法第1条は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としているため、個人情報の保護や監督活動に直接関わる記述を先に持ってくるのが望ましいのではないかと思う。また、上半期においては、独自利用事務の情報連携について委員会で3回審議したことから、これらについても上半期報告（案）の中で言及してはいかがかと思う」旨の発言があった。

丹野委員長から、「上半期において、いわゆる3年ごと見直しの成果である改正個人情報保護法が成立し、公布されたことは大きな前進である。現在既に、政令・規則・ガイドライン等の整備に向けて、論点の議論を進めているところではあり、下半期も関係者の意見をしっかり聞きながら、検討を加速していきたい。さらに、上半期には個人情報保護委員会チャットボットサービスの提供が開始された。これにより、個人情報保護法に関する質問に、相談窓口が開いていない時も24時間対応することが可能となり、多くの国民に一層役に立つ態勢になったといえる。今後も委員会への社会的な要請を受け止めて、しっかり取り組んでいきたい」旨の発言があった。

委員からの発言を踏まえて原案を修正した上で、公表手続を進めることとなった。

(3) 議題3：オンラインセミナー～日米欧三極のイニシアティブによる信頼性が確保された個人データの自由な越境流通の促進に向けて～の開催報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

丹野委員長から「本セミナーの開催を通じて、個人情報保護に関する国際連携の意義や委員会の取組を広く国内外に発信できた。今後も日米欧三極の協力関係を一層強化しつつ、信頼性が確保された個人データの自由な越境流通の促進に向けた取組を前向きに進めてまいりたい」旨の発言があった。

以上